

八戸圏域水道企業団会計年度任用職員について

令和6年度(令和6年4月1日から令和6年9月30日)に任用する、八戸圏域水道企業団会計年度任用職員の勤務条件等は、次のとおりです。

1. 応募方法及び採用

(1) 応募方法

- ① ハローワークを通じ、紹介状・履歴書・職務経歴書を郵送又は持参し提出してください。
- ② 履歴書・職務経歴書を郵送又は持参により提出してください。

※ ①又は②によりご応募ください。履歴書は市販の様式で構いませんが、職務経歴書は、PC等を使用しご自身で作成したものに限ります。

(2) 採用

提出された応募書類により書類選考し、面接により採用を決定します。

2. 勤務条件等

項目	内容
① 身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する、会計年度任用職員になります。※地方公務員(一般職の非常勤職員)
② 服務・懲戒	地方公務員法の服務及び懲戒に関する各規定の対象となります。
③ 任用期間	・令和6年4月1日から令和6年9月30日
④ 勤務時間	・午前8時30分から午後4時30分まで(休憩1時間含む)
⑤ 休日等	・土曜日、日曜日、国民の祝日
⑥ 給料	・月額146,400円
⑦ 期末手当	・支給有 (前年度6月実績0.36月分) ※令和6年度より勤勉手当も支給予定。
⑧ 通勤手当	・支給有 正職員と同じ基準により支給
⑨ その他手当	・時間外勤務があった場合、翌月に支給 ・退職手当はありません。
⑩ 社会保険等	健康保険(共済組合(短期給付))、厚生年金、雇用保険及び労災保険を適用します。
⑪ 年次有給休暇	・有
⑫ 特別休暇(有給)	・公民権行使、官公署への出頭、災害等による家屋の喪失等、災害等による出勤困難、災害等による退勤途上の危険回避、忌引、夏季休暇、結婚休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、慶事休暇、育児参加休暇
⑬ 特別休暇(無給)	・育児時間、子の看護、短期介護、生理休暇、病気休暇(公務災害、私傷病)、骨髄ドナー等

※勤務条件等は、条例等各規程の改正により、任用期間中でも変更される場合があります。

3. 問い合わせ

令和6年度の会計年度任用職員についてのお問い合わせ先・応募書類の提出先

- ・八戸圏域水道企業団 総務課 人事研修グループ
- ・〒039-1112 八戸市南白山台一丁目11-1
- ・電話 0178-70-7021

※受付時間は、平日(祝休日を除く)の8時15分から17時までとなります。